

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○宮城県工業動態統計調査の実施	(統計課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(二件)	(同)	三
○知事指定薬物の指定	(薬務課)	三
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示	(出納総務課)	四
○東北歴史博物館キャッシュレス決済分の観覧料の徴収事務の委託	(教育庁文化財課)	四
○土地改良区役員の退任の届出	(北部地方振興事務所)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(教育庁特別支援教育課)	四
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定等		五
○政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正		五
○政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の一部改正		一六

○公職選挙法第二百十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の一部改正

一七

告 示

○宮城県告示第百八号

統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号。以下「条例」という。)第二条第二項に規定する県基幹統計調査として、宮城県工業動態統計調査を次のとおり実施する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査目的
県内の工業生産の動態を明らかにするため、鉱工業生産指数作成の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査範囲

1 別表第一に掲げる品目を生産する事業所のうち、宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領に基づき選定した事業所(以下「対象事業所」という。)

2 別表第二に掲げる品目の生産動態を毎月集計する機関のうち、宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領に基づき選定した機関(以下「対象機関」という。)

三 調査期日

令和七年四月から、毎月末日現在において行う。

四 調査事項

1 別表第一に掲げる品目

(一) 事業所名

(二) 事業所所在地

(三) 生産品目

(四) 生産量又は生産金額

(五) 出荷量(水産缶詰を除く。)

(六) 月末在庫量(鋼船を除く。)

2 別表第二に掲げる品目

(一) 生産量又は生産金額

(二) 出荷量

(三) 月末在庫量

五 調査方法

1 対象事業所の調査

条例第五条第一項に規定する統計調査員又は宮城県企画部統計課職員が対象事業所に宮城県工業動態統計調査票を配布し、当該対象事業所の管理責任者が自計申告する方法により行う。

2 対象機関の調査

宮城県企画部統計課職員が調査事項を聴取又は収集する方法により行う。

六 調査票の提出

1 提出先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部統計課

2 提出部数 一部

3 提出方法 調査票の郵送若しくは送信又は電話回答

4 提出期限 調査期日の翌月十五日

七 公表

宮城県鉱工業生産指数として公表する。

別表第一

業 種	品目数	品 目
生産用機械工業	1	フラットパネルディスプレイ製造装置
業務用機械工業	1	理化学機械器具
情報通信機械工業	1	火災・防犯警報装置
電子部品・デバイス工業	1	プリント配線板
輸送機械工業	1	鋼船
窯業・土石製品工業	1	液晶硝子基板
化学、石油・石炭製品工業	1	農薬
食料品工業	15	肉製品、ヨーグルト、水産缶詰、海藻加工品、水産練製品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食料品、生菓子、米菓、清涼飲料、コーヒール類、スビリッツ・リキュール類、配合飼料

印刷業

木材・木製品工業

その他製品工業

1	平版印刷（オフセット印刷）
2	合板、建築用木製組立材料
1	ユニット住宅

別表第二

業 種	品目数	品 目
窯業・土石製品工業	1	生コンクリート
化学、石油・石炭製品工業	1	医薬品
食料品工業	7	チーズ、牛乳、みそ、しょう油、精米、冷凍調理食品、清酒
木材・木製品工業	1	一般製材

○宮城県告示第百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十五第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇八〇〇八一	放課後等デイサービスビノキオ角田 角田市角田字柳町三十六ー二十六	放課後等デイサービス	株式会社 YAKKI	令和七年三月一日

○宮城県告示第百十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
〇四五〇八〇〇五七	放課後等デイサービスノキオ角田 角田市角田字柳町三十六―二十六	放課後等デイサービス	一般社団法人 みなみの風	令和七年二月二十八日

○宮城県告示第百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇八〇〇二五四	就労継続支援B型なのはな角田 角田市角田字柳町三十六―二十六	就労継続支援B型	株式会社KE YAKKI	令和七年三月一日

○宮城県告示第百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九一七一九九	すてじ多賀城 多賀城市桜木三丁目一―四十六	就労継続支援A型	社会福祉法人 チャレンジド らいふ	令和七年三月一日

○宮城県告示第百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

あつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇八〇〇二二二	就労継続支援B型なのはな角田 角田市角田字柳町三十六―二十六	就労継続支援B型	一般社団法人 みなみの風	令和七年二月二十八日

○宮城県告示第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二六三〇一九六	ステージバス 宮城県七ヶ浜境山二丁目十一―二十	就労継続支援A型	一般社団法人 ステージバス	令和七年二月二十八日

○宮城県告示第百十五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 知事指定薬物の名称
- 化学名（ハル）－N、N－ジエチル－六－メチル－「三」（トリメチルシリル）プロパノイル」－九、十一ジデヒドロエルゴリン－八－カルボキシアミド及びその塩類（通称名…「S－LSD」）
- 二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある

と認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和七年三月七日

○宮城県告示第百十六号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示（令和七年を改正する告示

宮城県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表の改正規定中「りそな銀行の項」の下に「、岩沼市農業協同組合の項、名取岩沼農業協同組合の項及びみやぎ亘理農業協同組合の項」を加える。

別表第二の改正規定中「第三十七号までを一号」を「第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十九号から第三十一号までを削り、第三十二号を第二十八号とし、第三十三号から第三十七号までを四号」に改める。

附 則

この告示は、令和七年三月七日から施行する。

○宮城県告示第百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

東京都大田区久が原五丁目十三番十二号

株式会社 寺岡精工

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

東北歴史博物館キャッシュレス決済分の観覧料

三 指定年月日

令和六年七月五日

四 委託年月日

令和六年七月八日

五 委託期間

令和六年八月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和七年三月七日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 稲 村 伸

退任した者

退 任 年 月 日	氏 名	住 所	役職名
令和七年一月二十九日	結 城 正 紀	大崎市古川矢目字新田四番地	理 事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校及び宮城県立利府支援学校給食調理等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和七年二月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 北日本幸食有限会社 宮城県仙台市泉区南光台二丁目三十六番二十一号

五 落札金額 四千九百七十四万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和七年一月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和七年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立秋保かがやき支援学校給食調理等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年二月二十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東武 宮城県仙台市青葉区立町一番二号 広瀬通東武ビル八階
- 五 落札金額 四千九十二万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和七年一月十四日

選挙管理委員会

○宮選管告示第十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホーム常盤園の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム第二常盤園 同 郡同 町大字海老穴丸山四十番地二

附 則

この告示は、令和七年三月七日から施行する。

○宮選管告示第十八号

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年宮選管告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「宮城県収入証紙を別記様式第十号にはり付けて、少額領収書等の写しの交付を受けるときに」を「手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号。以下「手数料条例」という。）に定める方法により」に改める。
別記様式第一号中「」を「」に改め、「（裏面）」を削る。
別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

宮 選 管 第
年 月 日
号

(国会議員関係政治団体)
会 計 責 任 者 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）

貴国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し（政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し）について、法第19条の16第3項の規定による開示請求があったので、法第19条の16第5項の規定により提出いただきますようお願いいたします。

- 1 開示請求内容
年分収支報告書に係る少額領収書等の写し（ ）
- 2 少額領収書等の写しについて
- 3 提出の方法（別記様式第3号参照）
- 4 提出期間の延長
- 5 期間内に提出されない場合

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

国會議員関係政治団体の名称 _____
会 計 責 任 者 の 氏 名 _____

少額領収書等の写しに係る提出について（通知）

「少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）」（ 年 月 日付け宮選挙第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第6項の規定により、下記のとおり通知します。

- ☐ 下表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。
（該当する支出項目ごとに提出するA4用紙の枚数を記入してください。）

支 出 項 目	年分	年分	年分	年分
①熱水費	枚	枚	枚	枚
②備品・消耗品費				
③事務所費				
④組織活動費				
⑤選挙関係費				
⑥機関紙誌の発行その他の事業費				
⑦調査研究費				
⑧寄附・交付金				
⑨その他の経費				
合 計	枚	枚	枚	枚

- ☐ 少額領収書等の写しに係る支出がない。（ 年分）（ 年分）（ 年分）
- ☐ 同一の少額領収書等の写しを既に提出している。
（該当する年の（ ）に○を付け、提出年月日を記入してください。）
（ ） 年分（ ） 月 日提出済
（ ） 年分（ ） 月 日提出済
（ ） 年分（ ） 月 日提出済

別記様式第四号（その一）を次のように改める。

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

国会議員関係政治団体の名称 _____
会 計 責 任 者 の 氏 名 _____

少額領収書の写しに係る提出期間の延長について（通知）

「少額領収書の写しに係る提出命令について（通知）」（ 年 月 日付け宮選挙第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第1項の規定により、提出期間の延長を申し出ます。

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があった日 年 月 日
うち、支出項目 については提出済み（ 年 月 日）

3 延長を求める理由

(1) ☐ 選挙期間中であるため（第1号に該当）

・公職の候補者の氏名 _____
・選挙の種類
☐ 衆議院議員総選挙 ☐ 参議院議員通常選挙
☐ その他（以下に具体的に記載してください。）

(2) ☐ 提出期間を延長することにつき正当な事由があるため（第2号に該当）
（以下に提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記載してください。）

別記様式第4号（その2）（第5条関係）

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

国會議員関係政治団体の名称 _____
会 計 責 任 者 の 氏 名 _____

特別な事情による小額領収書の写しに係る提出期間の延長について（通知）

「小額領収書の写しに係る提出命令について（通知）」（ 年 月 日付け宮選挙第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第2項の規定により、提出期間の延長を申し出ます。

1 延長を求める期間 _____ 日間
（31日以上60日を超えない範囲内において当該小額領収書の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間）

2 命令があった日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
うち、支出項目 _____ については提出済み（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

3 延長を求める理由
提出命令があった日から50日以内に全ての小額領収書の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるため
（当該特別な事情）

<記載上の注意>
当該特別な事情は、50日以内に全ての小額領収書の写しを提出することが困難な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該事情を踏まえて延長を求める期間（提出するために必要な最小限度の期間）の根拠も併せて記載してください。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第5号（第6条関係）

宮 選 管 第
年 月 日 号

（開示請求者） 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について（通知）

年 月 日 付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項の規定により、 国会議員関係政治団体から提出期間の延長の申出がありましたので、同条第9項の規定により通知します。

1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

2 延長後の期間（延長した期間）

3 延長の理由

別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第6号（第7条関係） 宮 選 管 第 号 年 月 日 少額領収書等の写しに係る開示決定等通知書 (開示請求者) 様 宮城県選挙管理委員会委員長 印 年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第11項及び第12項の規定により、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。 1 開示する国会議員関係政治団体の名称 2 不開示とした部分とその理由 (1) 不開示とした部分 (2) 不開示とした理由 (教示) 3 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法 (2) 開示の実施の申出 (3) 事務所における開示を実施することができるとき、日時、場所 (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込額）	別記様式第七号を次のように改める。
---	------------------------------

別記様式第7号（第8条関係）

宮選管第 年 月 日 号

（開示請求者） 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

年 月 日 付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第12項の規定により、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

1 不開示決定した国会議員関係政治団体の名称

2 不開示とした理由

（教示）

別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第8号（第9条関係） 宮 選 管 第 年 月 日 号 (開示請求者) 様 宮城県選挙管理委員会委員長 印 少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について（通知） 年 月 日 付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第13項の規定により、開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称 2 延長後の期間 3 延長の理由	別記様式第九号を次のように改める。
---	------------------------------

別記様式第9号（第9条関係） 宮 選 管 第 年 月 日 号 (開示請求者) 様 宮城県選挙管理委員会委員長 印 少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について（通知） 年 月 日 付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第14項の規定により、開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。 1 期間の延長を行う国会議員関係政治団体の名称 2 政治資金規正法第19条の16第14項の規定を適用することとした理由 3 開示決定等の期限 (月 日 までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。) 月 日 ()	別記様式第十号を次のように改める。
---	------------------------------

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の規定により、下記のとおり申し
出ます。

- 1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等
日 付： 年 月 日
文書番号：宮選管第 号

- 2 求める開示の実施の方法

- 3 手数料の計算方法

- 4 開示の実施を希望する日
年 月 日

- 5 「写しの送付」の希望の有無
〔有：同封する郵便切手の額 円〕
〔無 〕

手数料	手数料等貼付欄	
円		
納付方法		(受付印)

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号（第12条関係）

宮 選 管 第
年 月 日

（開示請求者） 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出
しなかった旨について（通知）

年 月 日 付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少
額領収書等の写しの開示請求について、当該国会議員関係政治団体から提出期間内に提出されま
せんでしたので、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第16項の規定により通知します。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年三月七日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程に
よる諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の政治資金規正法第十
九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の規定によるものとみなす。

○宮選管告示第十九号

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和七年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正
する告示

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程（平成二十年宮選
管告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「取扱い」を「取扱い」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

収支報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

請 求 者	住 所 (法人その他の団体において は主たる事務所等の所在地)	電 話 ()
	氏 名 (法人その他の団体において はその名称及び代表者の氏名)	
請 求 対 象 報 告 書 等 の 内 容	請求対象政治団体名	
	請求対象年	
交付の方法		
納付の方法		
手数料等貼付欄		

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年三月七日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の政治資金規正法第二十條の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の政治資金規正法第二十條の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の規定によるものとみなす。

○宮選管告示第二十号

公職選挙法第二百十六條の規定により準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

公職選挙法第二百十六條の規定により準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法第二百十六條の規定により準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程（平成二十八年宮選管告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九号」の次に「。以下「手数料条例」という。」を加える。

第二条第二項及び第三条の見出し中「納入」を「納付」に改める。

第三条第一項中「手数料納入書」を「手数料納付書」に、「に宮城県収入証紙を貼付して納入」を「を作成の上、手数料条例に定める方法により納付」に改め、同条第二項中「手数料納入書」を「手数料納付書」に改める。

様式第一号中「。」を「。」に改める。

様式第三号を次のように改める。

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

2 納付する手数料の額 円

3 納付方法

欄付貼等料数手

(施行期日)

2 改正前の公職選挙法第二百六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の規定によるものとみなす。